

一般社団法人ボディセンス・インスティテュート定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ボディセンス・インスティテュートと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、富山県富山市に主たる事務所を置く。

(目的)

第3条 当法人は、人の健康を守り、より良く生きるための運動療法や食事法などを広く一般に提案することを目的とし、その目的に資するために、次の事業を行う。

- (1) 人材育成のための教育事業
- (2) 地域活性化・交流促進事業
- (3) 研究成果の普及・文化の伝承事業
- (4) 食と健康に関する情報発信と出版事業
- (5) その他前各号に附帯または関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告による方法で行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社したものを社員とする。

- 2 社員となるためには当法人所定の様式で申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するために、当法人の経費を負担しなければならない。

- 2 社員は、当法人が別に定めるところにより、入会金および会費を支払わなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退職できる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に退社の申し出をしなければならない。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損する、もしくは当法人の目的に反する行為をする、もしくは社員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由がある場合には、社員総会の決議により、その社員を除名できる。

(社員の資格の喪失)

第9条 社員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 3年以上会費を滞納した時
- (3) 死亡したとき
- (4) 解散したとき
- (5) 除名

第3章 社員総会

(開催)

第10条 当法人の社員総会は、定時総会および臨時総会とし、定時総会は毎年5月に1回開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(議長)

第 12 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故がある場合は、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事が議長になる。

(議決権)

第 13 条 社員総会の議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 14 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(議事録)

第 15 条 社員総会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の経過および結果を記載し、議長および出席した理事は議事録に署名押印または記名押印する。

第 4 章 理事および理事会

(構成)

第 16 条 当法人には、理事会を設置する。

(員数)

第 17 条 当法人の理事は 3 名以上とする。

(任期)

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終事業年度に関する定時社員総会の終結時までとする。

(代表理事)

第 19 条 当法人は、理事の中から代表理事 1 名を置く。

(招集)

第 20 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(議長)

第 21 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議事録)

第 22 条 理事会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の流れおよび結果を記載し、議長および出席した理事は議事録に署名押印もしくは記名押印する。

(理事の報酬および退職慰労金)

第 23 条 理事の報酬および退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第 5 章 監事

(構成)

第 24 条 当法人には、監事を置く。

(任期)

第 25 条 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終事業年度に関する定時社員総会の終結時までとする。

(監事の報酬および退職慰労金)

第 26 条 監事の報酬および退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 27 条 当法人の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの年 1 期とする。

第 7 章 附則

(最初の事業年度)

第 28 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 2 年 2 月 2 9 日までとする。

(設立時の役員)

第 29 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事および設立時監事は、次のとおりである。(以下省略)

(設立時の社員の氏名または名称および住所)

第 30 条 当法人の設立時の社員の氏名または名称および住所は、次のとおりである。(以下省略)

(法令の準拠)

第 31 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他法令に従う。

令和元年 8 月 3 0 日
一般社団法人 ボディセンス・インスティテュート